

(別添資料)

消費・安全対策交付金事業の概要

家畜伝染性疾病の発生予防、まん延防止対策として、地域におけるバイオセキュリティの向上を推進するため、対策に必要な整備に要する経費に対し、その費用の一部を補助する。

(1) 補助事業の内容

- ① 飼養衛生管理向上施設整備（野生動物侵入防止壁、鶏舎入気口フィルター、細霧装置、分割管理の導入に係る施設整備）
- ② 養鶏農場密集地域・鳥インフルエンザ続発地域での対策強化（野鳥忌避対策や大臣指定地域における消毒薬や不織布の備蓄）
- ③ 野鳥飛来地等での緊急消毒や農場内調整池への野鳥飛来防止対策（水抜きや防鳥糸等の設置）

(2) 補助率

事業費の1/2以内

(3) 事業実施主体

- ① 市町村
- ② 農業協同組合
- ③ 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体で、次の要件を満たしているもの
 - ・ 代表者の定めがあること
 - ・ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること
- ④ 生産者の組織する団体で、次の要件を満たしているもの
 - ・ 代表者の定めがあること
 - ・ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること
 - ・ 防疫対策の実施を目的として設立された団体で、畜産農家3戸以上により構成されていること。
- ⑤ 特認団体

知事と関東農政局長が協議して適当と認める団体

(4) 事業の実施方針

事業実施主体は、事業実施計画の策定にあたり地域協議会を開催し、必要な助言及び指導を受け、適正かつ効率的な事業の実施に努めるものとする。